

地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行について支援。

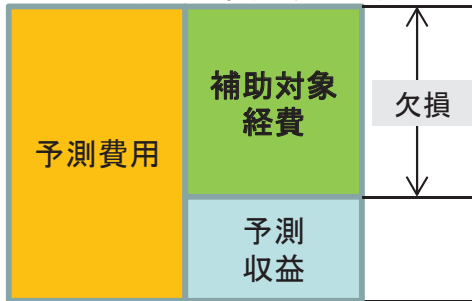
## 補助内容

### ○ 補助対象事業者

一般乗合旅客自動車運送事業者、自家用有償旅客運送者  
又は地域公共交通活性化再生法に基づく協議会

### ○ 補助対象経費

予測費用(補助対象経常費用見込額)から予測収益(経常収益見込額)を控除した額



### <補助対象経費算定方法>

#### 予測費用

(事業者のキロ当たり経常費用見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

#### 予測収益

(系統毎のキロ当たり経常収益見込額  
× 系統毎の実車走行キロ)

### ○ 補助率

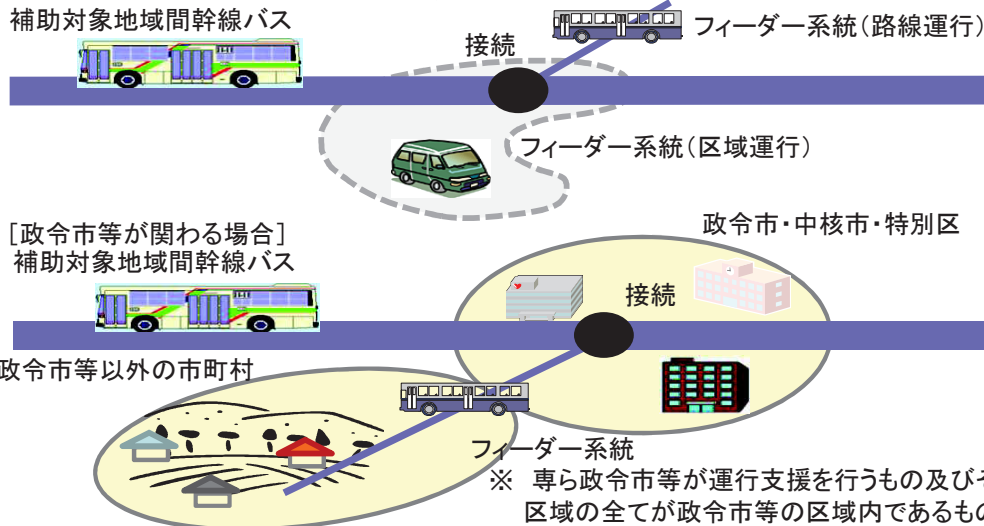
1/2

### ○ 主な補助要件

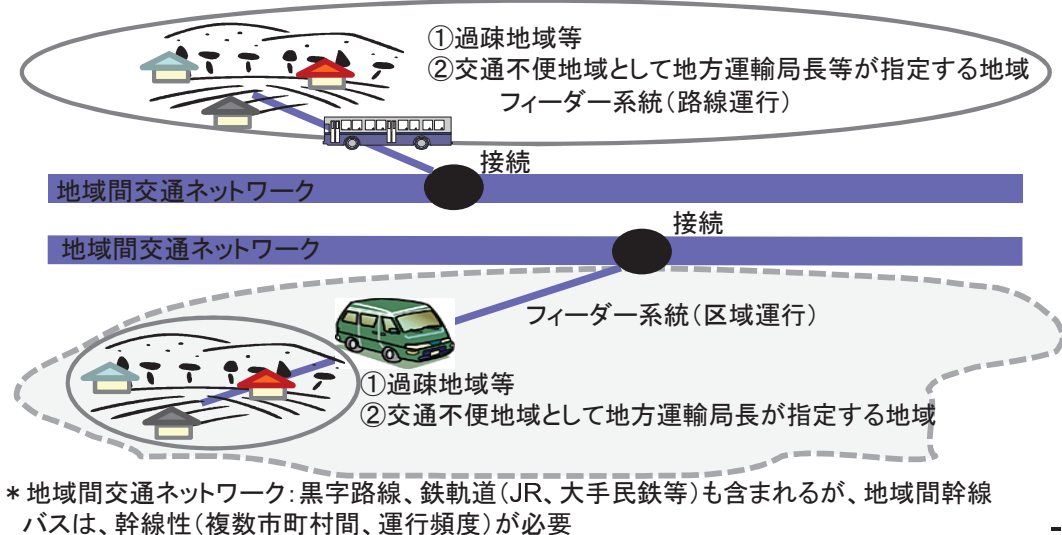
- ・補助対象地域間幹線バス系統を補完するものであること  
又は過疎地域等の交通不便地域の移動確保を目的とするものであること
- ・補助対象地域間幹線バス系統等へのアクセス機能を有するものであること
- ・新たに運行又は公的支援を受けるものであること
- ・乗車人員が1人/1回以上であること  
(定時定路線型の場合に限る。)
- ・経常赤字が見込まれること

## 補助対象システムのイメージ

### (1) 補助対象地域間幹線バス系統への接続



### (2) 交通不便地域



## 地域内フィーダー系統補助

- 地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するため、幹線バス等の地域間交通ネットワークと密接な地域内のバス交通・デマンド交通の運行を支援。
- 厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担の軽減や老朽更新による安全確保及び利用者利便の向上を図るため、バス車両の更新等を支援。

## 平成30年度事業における見直し内容

- 平成30年度事業において、限られた予算をより効果的・効率的に配分する観点から、①事前内定方式の見直し、②定時定路線型運行の補助要件の見直し、③市町村毎の国庫補助上限額の算定方式の見直しを行う。

改正項目 <一般会計>		改正内容
①	事前内定方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>事前に補助額を内定することを見直し</u>、補助対象系統に係る経常費用と経常収益の差額を<u>補助対象期間中の実績額により算出し、事後に補助額を決定。</u></li> <li>(現行: 補助対象系統に係る予測費用と予測収益の差額を過去3ヶ年度実績を踏まえ算出し、事前に補助額を内定。)</li> </ul>
②	定時定路線型運行の補助要件の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産性向上に向け、定時定路線型運行について、<u>1回当たりの平均乗車人員が2人以上の系統を補助対象化。</u></li> <li>(現行: 定時定路線型運行について、1回当たりの平均乗車人員が1人以上の系統を補助対象。)</li> </ul>
③	市町村毎の国庫補助上限額の算定方式の見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地域公共交通網形成計画又は地域公共交通再編実施計画を未作成の自治体のうち、財政力指数1.0以上の市町村を補助対象から除外</u>(国庫補助上限額ゼロ)し、<u>財政力指数0.7以上1.0未満の市町村の国庫補助上限額を引き下げ。</u></li> </ul>

※③については要綱改正によらず別途通達により措置。